

起業支援事業補助金のお知らせ

市内の新たな起業を促進するため、公益財団法人にいがた産業創造機構（NICO）が実施する「起業チャレンジ奨励事業」の対象者に対し、五泉市から補助金を交付します。

【対象者】 下記のいずれにも該当する者

- (1) 市内に事業所を開設して起業しようとする者
- (2) NICO が実施する「起業チャレンジ奨励事業」の対象となった者
- (3) 市税に未納のない者



【補助対象経費】

NICO が実施する「起業チャレンジ奨励事業」の定めのとおり。ただし、NICO の助成を受けようとする費目と同一のものに補助金を充てることはできません。

【補助金の額】

		対 象 経 費	
		100 万円超～200 万円	200 万円超～
補 助 金	申請者以外に 2 人以上の新規雇用を伴う場合	NICO が助成する金額の 1 / 2 以内で上限額 50 万円	NICO が助成する金額の 1 / 2 以内で上限額 150 万円
	上記以外		NICO が助成する金額の 1 / 2 以内で上限額 50 万円

- ・ 対象経費が 50～100 万円で NICO からの助成金が 10/10 の場合は補助金の対象となりません。
- ・ 2 人（商店街に事業所を設置する場合、または買い物環境の改善が図られる事業の場合は 1 人）の雇用は、雇用保険の一般被保険者となる労働者であること。（3 親等以内の親族を除く。）対象となる商店街は NICO の定めによる。

【申請方法】

NICOの「起業チャレンジ奨励事業」採択交付決定通知書を受け取った後、すみやかに下記の書類を提出してください。

- (1) 起業支援事業補助金交付申請書
- (2) NICOに提出した起業チャレンジ奨励事業交付申請書類一式の写し
- (3) NICOの起業チャレンジ奨励事業採択交付決定通知書の写し
- (4) 市税の納税証明書
- (5) 暴力団等の排除に関する誓約書

【補助金の交付時期】

原則、補助事業が完了し、実績報告書を提出後に交付。

【問合せ先】

〒959-1692

五泉市太田 1094 番地 1

五泉市商工観光課 商工係

TEL 0250-43-3911 内線 279